

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

○訪問型サービス

●通所型サービス

多様なサービス

○訪問介護（現行相当）
●通所介護（現行相当）

指定介護事業者

○訪問型サービス A（基準緩和）
●通所型サービス A（基準緩和）

主に雇用労働者
（指定介護事業者）

○訪問型サービス B（住民主体）
●通所型サービス B（住民主体）

ボランティア主体
（住民主体）

○訪問型サービス C（短期集中）
●通所型サービス C（短期集中）

保健・医療の専門職
（市直営・委託）

○訪問型サービス D（移動支援）

主に雇用労働者
（指定介護事業者）

H29年度
現行基準で実施予定

H29年度 意見交換会
で基準の検討中

生活支援コーディネーター
（今後検討）

H29年度
今後検討

H29年度 意見交換会
で基準の検討中

その他の生活支援サービス

生活支援コーディネーター

一般介護予防事業

介護予防体操の普及啓発
⇒『住民主体の通いの場』づくり

住民主体
（市）

多様な主体による多様な介護予防事業
（例）市有財産を活用した事業者による介護予防推進条例 など

検討中
※H28年度 啓発ツール完成
次第、普及啓発を開始予定